

帯広市立翔陽中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめについての基本的な考え

(1) いじめの定義

当該生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの根絶

「いじめ」は決して許されることなく、その根絶に向けて一丸となって取り組む。

(3) 問題発生時の指導

「いじめ」を把握したときには、何よりも被害者を守ることを優先する。加害者に対しては、自らの行動を振り返らせ、粘り強く教育的指導を行う。

(4) 問題発生時の組織

生徒指導委員会（校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年の生徒指導担当、養護教諭、心の教室相談員）を基本に「いじめ対策委員会」を立ち上げて、問題解決に当たる。

2. いじめ防止の日常的な取組

(1) いじめの把握・早期発見

- いじめアンケートの実施（道教委2回、帯広市1回）の活用
- 教育相談（年2回）の活用
- 朝、給食、帰りの会などの日常観察
- 毎週1回、生徒指導委員会を実施、生徒の情報共有

(2) 教育課程に位置付けた指導

- 道徳の時間や学級活動における指導
- 学校行事等の取組における人間関係の指導

(3) 生徒会の取組

- 帯広市「いじめ・非行防止サミット」への積極的な参加
- 生徒会の企画による「いじめ撲滅」の取組

(4) 相談体制の充実と連携

心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールカウンセラー等の相談窓口の周知をはじめとし、相談体制の充実に努める。

(5) 教職員の意識

- いじめ根絶の意識を高くもち、生徒一人一人が活躍できる授業や学校行事などへの取組
- 日常的な「つく指導」と、わずかな兆候を見逃さない指導の徹底



(6) 学校評価

- 「いじめ防止」等に関する項目を設定し、定期的な意識向上と取組の見直しを図る。

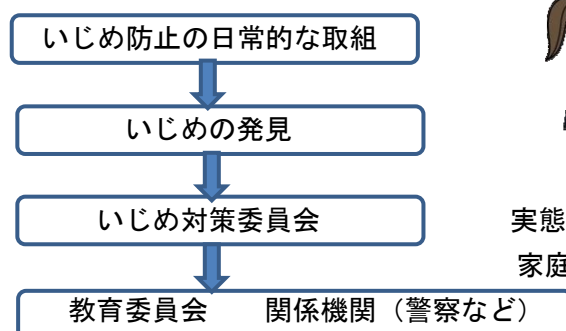
(7) 校内研修等の開催

- 「生徒指導交流会」等の機会を中心に、「いじめ」にかかわる研修を行う。

3. いじめ発生時における取組

- (1) いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、被害者を守る視点に立ち、学校組織として全力で対応する。その際、生徒の立場に立って問題の解決を図る。
- (2) 事実確認が容易でない場合は、保護者の確認のもと、臨時のアンケートや教育相談を実施するなど迅速に状況を把握し、学校の取組に関して記録化する。
- (3) いじめを受けた生徒に対しては、その立場に寄り添い、きめ細やかな教育的配慮を行う。
- (4) いじめを受けた家庭に対し、いじめの解決に向けた学校の取組状況について、適切に情報提供を行う。
- (5) いじめを行った生徒に対しては、複数の教師による意図的な指導を行うとともに、学級や学年全体への指導を行う。
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対しては、学校の指導についての理解を得るとともに、家庭における指導への助言を行う。
- (7) 犯罪行為であると考えられる場合は、直ちに教育委員会と連携して関係機関（警察等）と組織的に対応する体制をとる。

4. いじめ問題への対応図



実態把握、解決の方針、情報共有
家庭との連携

平成 29 年改訂